

## 平成19年度さいたま市水道事業会計予算

### ( 総 則 )

第1条 平成19年度さいたま市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

### ( 業務の予定量 )

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)給 水 戸 数	530,578 戸
(2)年 間 総 給 水 量	139,396,520 m <sup>3</sup>
(3)一 日 平 均 給 水 量	380,865 m <sup>3</sup>
(4)主要な建設改良事業	
施設整備事業 事業費	5,607,666 千円

### ( 収益的収入及び支出 )

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 水道事業収益	33,436,274	千円
第1項 営業収益	33,368,450	千円
第2項 営業外収益	67,801	千円
第3項 特別利益	23	千円
	支	出
第1款 水道事業費用	29,809,043	千円
第1項 営業費用	26,035,081	千円
第2項 営業外費用	3,719,822	千円
第3項 特別損失	34,140	千円
第4項 予備費	20,000	千円

( 資本的収入及び支出 )

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 10,945,516 千円は、減債積立金 3,159,170 千円、過年度分損益勘定留保資金 1,450,218 千円、当年度分損益勘定留保資金 6,053,922 千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 282,206 千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	1,970,731 千円
第1項 企業債	929,000 千円
第2項 負担金及び寄附金	890,750 千円
第3項 補助金	150,000 千円
第4項 長期貸付返済金	981 千円
支 出	
第1款 資本的支出	12,916,247 千円
第1項 建設改良費	7,764,149 千円
第2項 償還金	5,142,098 千円
第3項 予備費	10,000 千円

( 債務負担行為 )

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
岩槻区配水場自動化学業	平成20年度	99,370 千円
浄配水場運転管理業務委託	平成20年度から平成21年度まで	257,806 千円
岩槻区配水場遠方監視制御設備賃貸借	平成20年度から平成21年度まで	215,460 千円

( 企業債 )

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
施設整備事業	929,000 千円	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内	借入先の融資条件による。ただし、企業財政その他の都合により繰上償還又は低利に借り換えることができる。

( 予定支出の各項目の経費の金額の流用 )

第7条 予定支出の各項目の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

( 1 ) 営業費用及び営業外費用の間の流用

( 議会の議決を経なければ流用することのできない経費 )

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

( 1 ) 職員給与費	4,472,792 千円
( 2 ) 交際費	425 千円

( たな卸資産購入限度額 )

第9条 たな卸資産の購入限度額は、317,250 千円と定める。

平成19年2月8日 提出

さいたま市長 相 川 宗 一